

国際機構法 第 2 部 6. 機関

国際機構の内部構造は、機構ごとに異なる。ただ、どのような国際機構であれ、内部に何らかの機関を置き、それらの権限をある程度明確にしないことには、機能しない。

今回の講義では、国際機構にどのような機関があるかを概観し(I.)、その中の事務局に勤める国際公務員について議論する(II.)。各機関の権限については、第 4 部で扱う。

I. 分類

国際機構(organization)における機関(organ)は、様々な観点から分類できる。

A. 設立の根拠に基づく分類

国際機構設立文書により設置される機関を主要機関、主要機関により設置される機関を補助機関ということがある。もっとも、機構ごとに名称が異なり得るので、注意する必要がある。

国連の場合、「主要機関 *principal organs / organes principaux*」は憲章 7 条に列挙されているものをさす(うち、信託統治理事会は、現在休止中である)。補助機関を設置する権限については、総会・安全保障理事会・経済社会理事会に関しては規定がある(22 条、29 条、68 条)。信託統治理事会・国際司法裁判所・事務局については明示規定はないものの、これは、これら主要機関に補助機関を設置する権限がないことを意味するものではない(参照、7 条 2 項)。また、軍事参謀委員会は設立文書により設置される機関ではあるが(憲章 47 条)、安全保障理事会の下に置かれるため、安全保障理事会の補助機関と理解されている。

ヨーロッパ共同体(EC)は、「主要機関 *institutions*」とそうでない機関とを区別している。これは、政治的重要性および法的権限の差異に基づく区別であり、設立文書により設置される機関でも *institution* とされていないものがある(経済社会評議会・地域評議会など。EU/EC については後述、第 6 部「地域」)。

B. 構成員の範囲に基づく分類

全構成員(通常は国家)からなる全体会(plenary organ)と、一部の構成員からなる制限的機関(restrictive organ)とがある。前者の例は、国連総会、IMF 総務会(Board of Governors)などであり、後者の例は、国連安全保障理事会・経済社会理事会、IMF 理事会(Executive Board)などである。

国家平等の観点からはあらゆる問題を全体会で決定すべきであるが、機構の迅速かつ

円滑な運営という観点からは制限的機関の権限を強化することが望まれる。したがって、多くの国際機構はこの両者を有し、全体会と制限的機関との間での権限配分および制限的機関構成国の選出方法をそれぞれの機構ごとの政策判断に基づいて決定している(例、国際連合憲章 12 条・23 条・61 条、IMF 協定 12 条 3 項(a)-(c))。

構成国数の少ない地域的機構においては、制限的機関を有さないものもある。この場合、EC のように、表決制度を工夫することにより意思決定の円滑化が図られることもある(後述)。

C. 構成員の性質に基づく分類

国家代表からなる機関と、個人資格の構成員からなる機関とがある。国際機構の機関の多くは前者であり、国連であれば総会・安保理・経社理がそうである。

個人資格の構成員からなる機関は、政治的中立性が要求される機関(例、事務局)や、高度に専門的・技術的事項を扱う機関(例、国際司法裁判所)に多い。2009 年 8 月 12 日付で浅田正彦教授が任命された北朝鮮制裁委員会専門家パネル(安全保障理事会決議 1874(2009) 26 項に基づき国連事務総長が設置。S/2009/416)、位田隆一教授が 1996 年から 2002 年まで委員(1998-2002 年は委員長)を務めた UNESCO 生命倫理委員会、安藤仁介名誉教授が 1987 年から 2006 年まで委員(1993-1994 年は委員長)を務めた自由権規約人権委員会など、個人資格の委員からなる委員会は数多い。

D. 補論 専門機関

国際連合憲章は、57 条・63 条において、「専門機関 *specialized agencies / institutions spécialisées*」について定めている。専門機関は、57 条の文言(“established by intergovernmental agreement”)からも明らかなように、それぞれ独自の国際機構であり、国連の機関ではない。国連設立当初は国連の将来が確実視されておらず、国連と一体化しない方が安全だと考えられたこと、機構の専門的・技術的性格から、国連加盟国となれないような国あるいは地域であっても専門機関の構成員ではあり得ること、同様に機構の専門的・技術的性格から、国連とは異なる意思決定システムを採用することが適切であり得ること、等の理由で、国連とは別個の機構として設立されている。

専門機関に類似するものの異なる機構としては、国際原子力機関(IAEA)と世界貿易機関(WTO)とがある。IAEA は、国際連合憲章 57 条 1 項に示された分野を取り扱う機構ではなく、63 条に基づく経済社会理事会との協定は結んでいない。他方、総会および安全保障理事会と協定を結んでおり、国連内部では専門機関と同列に扱われている(96 条に基づく勧告的意見要請についても同様)。WTO は、独立性を確保するため、あえて専門機関とならない道を選んだ。もともと、経社理の会合には WTO 代表が出席するなど、国連

との協力関係は維持している。

II. 国際公務員

「国際公務員 *international civil servant / fonctionnaire international*」とは、一般に、国際機構に雇用され、国際機構のために働く個人をいう。国際機構の業務運営のため、政治的独立性が要求される（例、国際連合憲章 100 条）。通常は、国際機構の事務局に所属し、事務総長（事務局長）の指揮下において行政的事務を担当する者（＝国際機構の職員）をさす。広義には、国際機構の権限行使のために、個人的資格で独立して（＝国籍国の指揮下に立たずに）任務遂行にあたる者も含む（先に挙げた、安藤・位田・浅田各教授がこの例である）。本講義でいう国際公務員は、前者（狭義）の意味である。

国際公務員に求められる政治的独立性に関してよく問題になるのは、国家公務員が派遣職員として国際公務員となる場合である。この場合、当該職員は、国籍国国家公務員の地位を維持したまま、国際公務員ともなる。このような職員に対しては、国籍国が一定の影響力を有することが予想でき、冷戦時代には東側諸国国籍を有する国際公務員は例外なく派遣職員であった。当然ながら、派遣職員の存在は、国連職員の独立性を定める憲章 100 条との関係が問題になる。国連総会は、決議 47/226 (1993)において、派遣は憲章 100 条・101 条と両立すると述べるとともに、派遣は、当該国際機構・加盟国・当該職員の三者間の合意に基づくべきことを決定した。

国際公務員として採用されるための条件・手続については、外務省の国際機関人事センターウェブサイト(<http://www.mofa-irc.go.jp/>)を参照されたい。

予習課題

配布した **The United Nations System** を見て、それら各機関の任務は何でどのように機能しているか、国連のウェブサイト(<http://www.un.org/>)を基点にネットで調べる。